

令和5年度 部活動に係る活動方針

三原市立幸崎中学校

1 基本方針

- 部活動を通して、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む。また、心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。文化部においては、文化等の活動に親しみ、表現活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指す。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し校長に提出する。
- イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画を学校のホームページで公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- イ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 部活動の実施に当たっては、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月）及び「文化部の活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年2月）に則り、「生徒の心身の健康管理」、「事故防止」及び「体罰・ハラスメントの根絶」を徹底する。
- イ 顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の見地から、休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。

(2) 部活動用指導手引の活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引を活用して、適切な指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間の基準

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 休養日

■ 学期中

週当たり2日以上休養日を設ける。

なお、平日は定時退校日と併せて少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会・行事参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

■ 長期休業中

学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

イ 活動時間

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 休養日及び活動時間の設定

校長は、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

5 学校単位で参加する大会等

(1) 参加する大会等

運動部が参加する大会は、学校体育団体の主催若しくは共催する大会を基本とする。

(2) 参加する大会等の精査

校長は、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮し、参加する大会等を精査する。